

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																				
旭高等学校	<p>小口支払基金の支出手続において、下記のとおり不備があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 職員が小口支払基金支出伺の決裁を得ることなく、自己資金によって物品を購入したものについて、事後決裁により当該職員に資金を交付しているものがあった。</p> <p>(事後決裁されていた小口支払基金支出伺書の内容)</p> <table border="1" data-bbox="460 751 1362 961"> <thead> <tr> <th>支出伺年月日</th> <th>使 途</th> <th>使用金額</th> <th>使用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年3月28日</td> <td>延長コード</td> <td>1,920円</td> <td>平成30年3月28日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 職員は当該日において、出張しており、用務終了後、帰校する際、その経路途中において、物品を購入したが、これについては、事前に小口支払基金支出伺の決裁を得ておらず、自己資金によって購入（立替払）をしていたものである。</p> <p>2 学校協議会の開催に伴い出席委員へ提供したペットボトルのお茶の購入について、小口支払基金を使用し購入しているが、小口支払基金支出伺に添付が必要となる、代表者の氏名等を記載した名簿を添付していなかった。</p> <p>(小口支払基金支出伺書の内容)</p> <table border="1" data-bbox="460 1371 1362 1686"> <thead> <tr> <th>支出伺年月日</th> <th>使 途</th> <th>使用金額</th> <th>使用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年6月21日</td> <td>学校協議会 委員用お茶</td> <td>699円</td> <td>平成29年6月21日</td> </tr> <tr> <td>平成30年1月29日</td> <td>学校協議会 委員 お茶 ペットボトル</td> <td>774円</td> <td>平成30年1月29日</td> </tr> </tbody> </table>	支出伺年月日	使 途	使用金額	使用日	平成30年3月28日	延長コード	1,920円	平成30年3月28日	支出伺年月日	使 途	使用金額	使用日	平成29年6月21日	学校協議会 委員用お茶	699円	平成29年6月21日	平成30年1月29日	学校協議会 委員 お茶 ペットボトル	774円	平成30年1月29日	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p><b>【小口支払基金の管理に関する規則】</b> (経費の支払) 第7条 資金前渡職員が経費の支払をするときは、当該経費が第3条の経費に該当するかどうか、当該支払が当該府の機関に係る予算の範囲内であり、かつ、歳出予算から基金への繰入れが可能であるかどうか等を調査し、適当であると認めるときは、領収書その他の書類を徴して支払をするとともに現金出納簿明細入力（様式第1号）及び現金出納簿（様式第2号）に記載しなければならない。</p> <p><b>【小口支払基金の管理に関する規則の運用】</b> 第7条関係 1 規則第7条による調査をするときは、小口支払基金支出伺（様式第1号の1）により、行政文書管理システムによるものとする。ただし、行政文書管理システムによることができない場合は、小口支払基金伺（様式第1号の2）によるものとする。</p> <p><b>【会計事務の手引】</b> 第4章 支出 第4節 支出の方法 2 資金前渡 (7) 小口の経費の執行に係る資金前渡（小口支払基金の運用） (注) ・ 職員が小口支払基金支出伺の決裁を得ることなく、自己資金によって購入（立替払）をしたものについて、事後決裁により当該職員に資金を交付するようなことは決して行わないでください。このような資金交付を請求されても、資金前渡職員は断固として拒否してください。</p> <p><b>【会議及び懇談等の執行基準】</b> 2 消耗需用費によるもの (2) コーヒー、紅茶、ジュース類の提供 次に掲げるような場合に限り、所属長の承認を得て、コーヒー、</p>	<p>職員に対し、検出事項と是正事項の内容を周知し、適正な事務処理の徹底について確認した。 今後は、法令に基づき適正な事務処理を行う。</p>
支出伺年月日	使 途	使用金額	使用日																				
平成30年3月28日	延長コード	1,920円	平成30年3月28日																				
支出伺年月日	使 途	使用金額	使用日																				
平成29年6月21日	学校協議会 委員用お茶	699円	平成29年6月21日																				
平成30年1月29日	学校協議会 委員 お茶 ペットボトル	774円	平成30年1月29日																				

		<p>紅茶、ジュース類（喫茶店からの出前により調達するもの等）を提供することができる。この場合、特に府職員の同席を必要とするときはその職員にも提供することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 重要又は長時間（おおむね2時間以上）に及ぶ府職員以外の者との会議を開催するとき。</li><li>② 研修会、講習会の講師等を応接するとき。</li><li>③ 来室者の応接をするとき。</li></ul> <p>(4) 名簿の整備</p> <p>(1)で規定する弁当等の提供に当たっては提供の対象となる者（府職員以外の者を含む）、(2)で規定するコーヒー、紅茶、ジュース類の提供に当たっては提供の対象となる代表者（府職員にあつては全員）の所属名、職名、氏名を記載した名簿を作成し、経費執行伺い又は支出命令伺書に添付すること。</p> <p>(会計事務ポータルサイト F A Q)</p> <p><b>Q5</b> 会議において提供するコーヒー、紅茶、ジュース類の代金を、小口支払基金で支払うことはできますか。</p> <p>できます。</p> <p>ただし、支出できる範囲については、「<u>会計事務にかかる執行基準等(会議及び懇談等の執行基準)</u>」を確認してください。</p> <p>また、コーヒー、紅茶、ジュース類の提供の対象となる代表者(府職員にあつては全員)の所属名、職名、氏名を記載した名簿を作成し、小口支払基金支出伺に添付しなければなりません。</p>	
--	--	---	--

特殊勤務手当実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
春日丘高等学校	直接監督責任者が、特殊勤務手当の実績報告内容を確認せずに承認したため、手当の支給に誤りが生じたものが2件あった。					<p>検出事項について速やかに是正措置を講じられたい。</p> <p>また、直接監督責任者は総務事務システムにより、教員の特殊勤務実績及びその報告内容に誤りがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。</p>	<p>教員Aについては、平成30年11月支給の特殊勤務手当において、過払支給額を減額した。</p> <p>教員Bについては、平成30年11月支給の特殊勤務手当において未払支給額を追給した。</p> <p>特殊勤務手当実績報告を怠っていた教員については、平成30年11月支給の特殊勤務手当において、未払支給額を追給した。</p> <p>今後は直接監督責任者が教員の特殊勤務実績及びその報告内容に誤りがないか把握し、適正な勤務管理を行う。</p>
		過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額		
	教員A	平成30年1月	33,300円	32,600円	700円		
		過払支給期間	既支給額	正規支給額	未払支給額		
	教員B	平成29年9月	31,900円	32,600円	700円		
また、特殊勤務の実績があるにもかかわらず、教員が特殊勤務手当実績報告を怠っていたため、手当が未支給となっていたものが5件あった。							
	人数	件数	事実発生時期				
1	5		平成29年8月、平成30年3月				

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年5月28日）

不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
旭高等学校	<p>職員等が物品購入のため購入先店舗へ出張する際、及び借上車（タクシー）を使用して生徒を病院へ搬送するための付添いを行う際に、旅行命令手続を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="468 577 1418 898"> <thead> <tr> <th>旅行日</th> <th>出発地</th> <th>目的地</th> <th>用務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年10月31日 (非常勤職員1名)</td> <td>旭高等学校</td> <td>茨木市上郡2丁目</td> <td>物品購入</td> </tr> <tr> <td>平成30年2月28日 (職員2名)</td> <td>旭高等学校 借上車（タクシー） 使用</td> <td>大阪市都島区東野田町2丁目</td> <td>生徒の搬送</td> </tr> </tbody> </table>	旅行日	出発地	目的地	用務	平成29年10月31日 (非常勤職員1名)	旭高等学校	茨木市上郡2丁目	物品購入	平成30年2月28日 (職員2名)	旭高等学校 借上車（タクシー） 使用	大阪市都島区東野田町2丁目	生徒の搬送	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の旅費に関する条例】</b> (旅行命令等) 第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行われなければならない。 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p><b>【大阪府立高等学校等処務規程】</b> (出張) 第13条 校長は、公務のため職員を出張させようとするときは、前日までに所要の手続をしなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。</p> </div>	<p>タクシー使用の場合も出張の手続が必要であることを職員に周知徹底した。 今後は、法令等に基づき適正な事務処理を行う。</p>
旅行日	出発地	目的地	用務												
平成29年10月31日 (非常勤職員1名)	旭高等学校	茨木市上郡2丁目	物品購入												
平成30年2月28日 (職員2名)	旭高等学校 借上車（タクシー） 使用	大阪市都島区東野田町2丁目	生徒の搬送												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年5月23日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容									
池田高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="569 600 1350 821"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年6月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年11月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成29年6月	1名	1件	平成29年11月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われない</p>	<p>勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。 また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知した。 今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な勤務管理を行う。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期										
1名	1件	平成29年6月										
1名	1件	平成29年11月										

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月1日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
<p>牧野高等学校</p>	<p>下記の工作物について、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="590 537 1383 680"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>種目名称</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェンス</td> <td>囲障</td> <td>1式</td> <td>368,252円</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	種目名称	数量	取得金額	フェンス	囲障	1式	368,252円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>                      (台帳の取得登録)                      第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。(以下略)</p> </div>	<p>本件について、公有財産台帳に登録をした。                      今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
財産名称	種目名称	数量	取得金額								
フェンス	囲障	1式	368,252円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年5月30日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
布施高等学校	<p>下記について、公有財産台帳の登録内容に誤りがあった。</p> <table border="1" data-bbox="581 527 1237 722"> <thead> <tr> <th colspan="2">財産種別</th> <th rowspan="2">財産名称</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>建物</td> <td>食堂テラス</td> </tr> </tbody> </table>	財産種別		財産名称	正	誤	工作物	建物	食堂テラス	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【公有財産事務の手引】</b>            第3章 公有財産の管理事務            第2節 公有財産台帳の整備            第2 台帳整備            1 台帳への登録            (2) 建物等の定義            ①建物            建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であって、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう（原則として、仮設建築物は含まれない。）            周壁（側壁も同様とする。）とは、社会通念上容易に取り外しのできないものであり、当該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるものをいう。            ②工作物            工作物とは、土地の定着物（立木を除く。）のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。土地の定着物とは、土地に固定的に付着して容易に移動しえないものであって、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。</p> </div>	<p>本件について、公有財産台帳の修正登録を行った。            今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行う。</p>
財産種別		財産名称									
正	誤										
工作物	建物	食堂テラス									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年5月24日）

不適切な産業廃棄物処理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
久米田高等学校	<p>学校が不用決定をした66台のノートパソコンについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず）に該当するが、その運搬及び処分について、同法の規定に基づく処理を行うことなく、廃品回収を業としている者に無償で引き渡していた。</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】 （定義） 第2条 4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物 （事業者の処理） 第12条 5 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第7項並びに次条第5項から第7項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第7項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。 6 事業者は、前項の規定によりその産業廃</p>	<p>原因は物品取扱担当者の産業廃棄物処理についての認識不足によるものであった。 今後、パソコンを含め産業廃棄物の処理については、物品取扱担当者のみならず、決裁関与者を含め、産業廃棄物処理のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行う。</p>

		<p>棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。</p> <p>(産業廃棄物管理票)</p> <p>第12条の3 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(中間処理業者を含む。)は、その産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。第12条の5第1項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合(環境省令で定める場合を除く。)には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者(当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票(以下単に「管理票」という。)を交付しなければならない。</p> <p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】</p> <p>(産業廃棄物)</p> <p>第2条 法第2条第4項第1号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>六 金属くず</p> <p>七 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず</p> <p>(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)</p> <p>第6条の2 法第12条第6項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。</p> <p>イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量</p> <p>ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地</p>	
--	--	---	--

		<p>ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力</p> <p>ホ 産業廃棄物の処分（最終処分（法第12条第5項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力</p>	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年5月22日）

非常勤職員報酬の支給誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
旭高等学校	<p>非常勤職員Aについて、平成30年1月の勤務実績が2回（12日及び30日）であるにもかかわらず1回分の報酬（交通費を含む。）しか支給されていなかった。</p> <p>【正）本来支給すべき額】 （報酬単価5,200円×実績5時間＋交通費1,000円）×2回＝54,000円</p> <p>【誤）既支給額（支給日：平成30年2月9日）】 （報酬単価5,200円×実績5時間＋交通費1,000円）×1回＝27,000円</p>	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、非常勤職員報酬の支給について、過去の支給も含めて適切であったかを確認し、是正すべきものがある場合は速やかに是正されたい。</p> <p>また、非常勤職員の報酬等の支給事務等について周知徹底を図り、法令等に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例】 （支給方法） 第4条 報酬の支給方法は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める方法による。 一 日額又は時間額による報酬（中略） 月の初日からその月の末日までの間における勤務日数又は勤務時間数により計算した額を翌月10日までに支給する。（以下略）</p> </div>	<p>勤務実績を確認の上、必要な追給を行った。</p> <p>また、出勤簿への記入が後日にならないよう非常勤職員に周知した。</p> <p>今後は支給事務等について法令等に基づき適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年5月23日）

有効期間を経過した計量器の使用

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
池田高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業及び自動販売機の設置に伴う電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="611 541 1371 758"> <thead> <tr> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力量計（電灯用） 1 台</td> <td>平成30年 5 月</td> </tr> <tr> <td>電力量計（動力用） 1 台</td> <td>平成30年 4 月</td> </tr> </tbody> </table>	計量器の種類	有効期間の終期	電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 5 月	電力量計（動力用） 1 台	平成30年 4 月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【計量法】 （使用の制限） 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p>	<p>当該電力量計を、有効期限が平成40年7月までのものへ交換した。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
計量器の種類	有効期間の終期								
電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 5 月								
電力量計（動力用） 1 台	平成30年 4 月								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月1日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
旭高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業に伴う電気料金及び水道料金、また同業者が行政財産の使用許可を受けて設置している自動販売機の電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="557 617 1406 905"> <thead> <tr> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力量計（電灯用） 1 台</td> <td>平成30年 4 月</td> </tr> <tr> <td>電力量計（動力用） 1 台</td> <td>平成30年 2 月</td> </tr> <tr> <td>積算体積計（水道メーター） 1 台</td> <td>平成28年 4 月</td> </tr> </tbody> </table>	計量器の種類	有効期間の終期	電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 4 月	電力量計（動力用） 1 台	平成30年 2 月	積算体積計（水道メーター） 1 台	平成28年 4 月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【計量法】</b>  (使用の制限)  第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。  三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p> </div>	<p>当該電力量計（電灯用及び動力用）を有効期限が平成40年6月までのものへ、当該水道メーターを有効期限が平成38年7月までのものへ、それぞれ交換した。  今後は、法令等に基づき適正な事務処理を行う。</p>
計量器の種類	有効期間の終期										
電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 4 月										
電力量計（動力用） 1 台	平成30年 2 月										
積算体積計（水道メーター） 1 台	平成28年 4 月										

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
みどり清朋高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業に伴うガス料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="534 619 1332 762"> <thead> <tr> <th data-bbox="534 619 1006 690">計量器の種類</th> <th data-bbox="1006 619 1332 690">有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="534 690 1006 762">ガスメーター 1台</td> <td data-bbox="1006 690 1332 762">平成29年12月</td> </tr> </tbody> </table>	計量器の種類	有効期間の終期	ガスメーター 1台	平成29年12月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【計量法】</b> (使用の制限)</p> <p>第16条 次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。)は、取引又は証明における法定計量単位による計量(第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。</p> <p>三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p>	<p>当該ガスメーターを、有効期限が平成40年11月までのものと交換した。</p> <p>今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
計量器の種類	有効期間の終期						
ガスメーター 1台	平成29年12月						

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年5月25日)